

令和6年10月29日

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美 様

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置
に係る諮問委員会

委員長 音 山 若 穂

前橋市立小中学校の適正規模・配置について（中間答申）

【はじめに】

令和6年5月29日、前橋市教育委員会教育長から「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置に係る諮問委員会」に対し、「前橋市立小中学校の適正規模・配置について」諮問が行われた。

諮問を受け、本委員会では令和6年5月より4回にわたり、児童生徒のよりよい教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を目的として、「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」の改訂に係る審議を行った。本中間答申は、これらの審議の内容を整理したものである。

1 小中学校の適正規模の基準

小中学校の適正規模は、下記の基準とされたい。

小学校

1 学年平均 2 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級

準適正規模 9 学級から 1 1 学級、1 9 学級から 2 1 学級

中学校

1 学年平均 4 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級

準適正規模 9 学級から 1 1 学級

※準適正規模

準適正規模の学校は、児童生徒数の推移を特に注視していく学校とする。

○小学校の準適正規模

- ・ 半分の学年でクラス替えが可能な 9 学級を下限とし、9 学級から 1 1 学級とする。
- ・ 施設利用や安全確保の面から、2 1 学級を上限とし、1 9 学級から 2 1 学級とする。

○中学校の準適正規模

- ・ 全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な 9 学級を下限とし、9 学級から 1 1 学級とする。

2 適正規模の検討対象の基準

下記の基準に該当する小中学校については、適正規模の検討を開始されたい。

小規模校や大規模校になってから3年間が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校を検討に取り組む対象校とする。

なお、適正配置の基本的な考え方に基づき、適正規模校又は準適正規模校であっても、小規模校や大規模校の解消のために、通学区域の見直しや学校の統合に関係する場合は検討の対象校とする。

ただし、令和7年度時点で小規模校や大規模校になってから3年以上が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校については、令和8年度から検討に取り組む対象校とする。

また、検討にあたっては、対象校の保護者や地域との話し合いの中で、地域の実情を踏まえて進めることとする。

3 小中学校の適正配置の基準

地域の実情が異なるため、小中学校の適正配置を一律に定めることは困難であるが、下記の事項に留意されたい。

学校の統合にあたっては、地域の実情を踏まえて、通学可能かどうかを慎重に取り扱うこととし、通学距離が従前より大幅に伸びる場合には、スクールバス等の多様な交通手段の導入を検討することとする。

4 適正規模・適正配置推進の方策

適正規模・適正配置は、下記の2つの方策を用いて推進を図ることとされたい。

(1) 通学区域の見直し (2) 学校の統合

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮されたい。

また、学校の統合にあたっては、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得て統合に取り組むこととし、以下のいずれかに該当する場合には、義務教育学校への移行も協議事項として検討されたい。

- ・小規模の小学校同士が隣接しており、進学先の中学校には、隣接する小学校以外からの進学がなく、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合

- ・小規模の小学校と小規模の中学校が隣接しており、その校区が同一であり、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合

【付帯意見】

基本方針の運用に際しては、以下の付帯意見を考慮しつつ進めていくよう、本委員会として要望する。

○適正規模の検討

- ・小規模校のメリット、デメリット及び統合による効果を踏まえること。
- ・統合の効果等を評価するために、統合校の児童生徒や教職員への調査を継続して行うこと。

○適正配置の検討

- ・通学にあたっては、幹線道路の横断をなるべく避けるなどの配慮をすること。
- ・道路事情や通学経路、地域のまとまりや交通手段を考慮すること。

○教員の配置

- ・学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模となるよう、教員配置を配慮すること。

○市の政策、商業施設

- ・今後の都市計画や近隣商業施設等が児童生徒数に与える影響を考慮すること。
- ・総合計画等、市の政策との整合を図ること。

○地域性

- ・学校は地域の核であるという視点を持つこと。

○実態把握

- ・支援が必要な児童生徒の実態を把握し、通学方法も含めて検討を行うこと。
- ・学校の規模と通学距離の関係性を整理すること。

【おわりに】

前橋市教育委員会におかれては、児童生徒のよりよい教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を図るため、この中間答申や審議内容を踏まえて、「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」の改訂案を作成することとされたい。